

西東京市新型コロナワクチン接種実施計画の改訂（概要）について（案）

令和3年12月17日付け厚生労働省発健1217号第1号厚生労働大臣通知に係る「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正等に基づき、「西東京市新型コロナワクチン接種実施計画」について、下記のとおり改訂する。

なお、本計画の内容は、国の通知や使用するワクチンの薬事承認等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

記

1 改訂の主な内容（第8版）

(1) 追加接種（3回目接種）に使用する新型コロナウイルスワクチン

武田/モデルナ社製ワクチンが追加接種（3回目接種）に使用する新型コロナウイルスワクチンとして、予防接種法省令等の改正が行われたため、追加接種（3回目接種）に使用する。

(2) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）についての前倒し接種

国の通知に基づき、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、初回接種（1・2回目接種の2回目接種）の完了から、8か月以上の間隔を待たずに追加接種を実施する。

前倒し接種の実施に伴い、新たな会場を追加するとともに開設時間を延長し、速やかに接種ができるよう、接種体制を拡充する。

ただし、国からの新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないため、留意して接種を進める必要がある。

内容については、国の通知、使用するワクチンの供給、接種の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 小児（5-11歳）の初回接種（1・2回目接種）

小児（5-11歳）の新型コロナワクチン接種体制の確保について国の通知があり、また、小児（5-11歳）用ファイザー社製ワクチンが薬事承認されたことを受け、本計画に位置づけるものとする。

(4) 接種の実施体制

西東京市医師会や医療機関と十分な協議を行い、市民に身近な市内医療機関における個別接種及び市が開設する集団接種会場で接種を行う。

2 改訂日

令和4年1月31日